

三重県議会議員連盟について

I 三重県議会議員連盟の設立等に関する要綱（抜粋）

（設立及び存続の要件）

第3条 議員連盟は、次に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 設立発起人が2以上の会派（少数会派を含む。）に属する議員からなっていること。
- (2) 議員定数の2分の1以上の議員（発起人を含む。）の賛同を得ていること。
- (3) 設立について、代表者会議の承諾を得ていること。

II 現状

1 「三重県議会議員連盟の設立等に関する要綱」第3条第1項及び第2項の要件を満たす見込みのある議員連盟

ア 同要綱第3条第3項に基づく代表者会議の承諾を得ていた議員連盟

- (1) 太平洋新国土軸推進三重県議会議員連盟
本連盟は、県土の均衡ある発展と一体感のある国土形成を図るため、太平洋新国土構想の早期実現構想と建設促進を目指すことを目的とする。
- (2) リニア中央新幹線建設促進三重県議会議員連盟
本連盟は、リニア中央新幹線の実現を期し、県内ルートの早期確定と停車駅の設置を図ることを目的とする。
- (3) 国際交流促進三重県議会議員連盟
本連盟は、日本と友好提携関係にあるスペイン国、中華人民共和国、ブラジル連邦共和国、パラオ共和国及び大韓民国との友好親善と経済貿易の促進を図ることを目的とし、以下の部会を設置する。
 - ① 日本・スペイン部会
 - ② 日本・中国部会
 - ③ 日本・ブラジル部会
 - ④ 日本・パラオ部会
 - ⑤ 日本・韓国部会
- (4) 三重県議会スポーツ振興議員連盟
本連盟は、県民が健康の保持増進や体力の向上を図り、心身ともに明るく豊かな生活を営むため、本県の体育・スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(5) 三重県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟

本連盟は、朝鮮民主主義人民共和国による日本人拉致問題の全容解明と早期解決を促進することを目的とする。

(6) 三重県議会伊勢湾再生促進議員連盟

本連盟は、人と森・川・海の連携により、健全で活力ある恵み豊かな伊勢湾の再生を促進することを目的とする。

イ 同要綱第3条第3項に基づく代表者会議の承諾を得ていない議員連盟

(1) 日台友好三重県議会議員連盟

本連盟は、日本と台湾との友好親善を図り、三重県の観光及び関連事業の振興を促進し、もって県政の進展を期することを目的とする。

(2) 三重県果樹振興議員連盟

本連盟は、本県果樹農業の健全な発展と、果樹農業経営の安定・発展に資するための施策の研究、及びその推進に寄与することを目的とする。

2 「三重県議会議員連盟の設立等に関する要綱」第3条第1項のみの要件を満たす見込みのある議員連盟

(1) 森林・林業・林産業活性化促進三重県議会議員連盟

本連盟は、環境・国土保全等森林の持つ公益的機能の維持向上と森林・林業・産業の振興のための調査・検討し、県民の負託に応えうる森林づくりと林業・林産業の活性化に資することを目的とする。

(2) 三重県議会英霊にこたえる議員連盟

本連盟は、かつての戦争において国家のため、郷土のために一命をなげうった英霊の顕彰を目的とする。

(3) 三重県議会防衛・防災議員連盟

本連盟は、県民と自衛隊の懸け橋として相互の理解を深めるとともに、国の防衛及び防災思想の普及・啓発を図るとともに、地域社会の健全な発展に貢献することにより、三重県民の安全・安心の確保充実に努めることを目的とする。